

令和7年度富士市まちなかにぎわい創出事業「空想ポスター展」募集要項

1 目的・事業概要

富士市の中心市街地の商店街等において撮影した写真を使って制作した架空の商品やイベントなどのポスター＝「空想ポスター」を募集し、作品を公開することにより、商店街の存在を知ってもらい、中心市街地に親しみを持ってもらうことを目的とする。

2 中心市街地とは

本事業では、富士駅周辺地区（富士本町商店街・ふじえきなんニコニコ商店会周辺）、吉原地区（吉原商店街・東本通り商店会周辺）を主な被写体とする。

3 作品展示・入賞について

- ・応募作品はウェブサイトで展示する。 ※全作品が公開されるわけではありません。
- ・応募期間終了後、市で入賞作品を決定し、入賞者に記念品を贈呈する。入賞作品は印刷したものを市役所・商店街等で展示予定。

4 作品の募集について

- | | |
|-----------|--|
| (1)募集期間 | 令和7年6月1日（日）～令和8年1月31日（土） |
| (2)対象者 | どなたでも応募可。プロ・アマ問わない。年齢、居住地等の制限なし。
※未成年の場合は、保護者に報告してから応募してください。 |
| (3)募集作品 | 自分で撮影した商店街等の写真を使った架空のオリジナルポスター
※応募点数に制限はないが、1作品ごとに応募すること。 |
| (4)応募先 | 富士市 産業交流部 商業労政課 |
| (5)応募方法 | 応募フォーム（ https://logoform.jp/f/eOri5 ）による電子申請 |
| (6)必要事項 | ①作品ファイル、②作品のコンセプト、③写真撮影場所、④応募者氏名、⑤公開名（ペンネームなど）、⑥連絡先、⑦居住市区町村
※個人情報適正に管理し、本事業以外に使用することはありません。 |
| (7)ファイル形式 | JPG（ジェイペグ）またはPNG（ピング） |
| (8)作品サイズ | A4、A3、A2のいずれか。印刷する場合はA2サイズの予定。
※データ容量は、応募フォーム上で概ね3MB以内に圧縮されます。 |
| (9)作品の条件 | ・「作品の応募に関する規約」を読んでから制作すること。
・作品の中に、次のいずれかを明記すること。

※この〇〇は実在しません。富士市商業労政課主催事業「空想ポスター展」のための架空のポスターです。

※このポスターは、富士市商業労政課主催事業「空想ポスター展」のための架空のポスターです。 |

作品の応募に関する規約

応募者は、応募をもって以下の規約に同意したものとみなす。

(作品について)

1. 応募者自身が撮影した写真を使用した、自作の未発表作品であること。
2. ポスターのテーマ、キャッチコピー等は応募者が自ら考えて制作する。「架空のポスター」であるため、実在する商品や作品、人物や団体をテーマとしないこと。また、それらの名称、既存のコピー、写真等を使用しないこと。
3. 応募作品は、複数の写真の組合せ、写真と自作イラストの組合せなどにより制作することができる。
4. 写真の通行人、車両などは、顔、ナンバープレート、ロゴ等がはっきり見えないような配慮をすること。
5. 店舗や人物を撮影する際は許可を取り、作品への使用及び作品の公開の承諾など、必要な権利処理を行った後に応募すること。
6. 素材配布サイトなどの素材は利用規約等を遵守し、生成 AI による生成物は他者の権利等を侵害しないよう注意して利用すること。それらの使用面積は作品の概ね 4 分の 1 以下とし、作品全体を AI 加工しないこと。
7. 応募作品は権利処理が行われているものとみなす。第三者との間で著作権、肖像権等やその他の理由により問題・紛争が生じた場合は、応募者の自己の費用と責任において対処することとし、富士市は何ら責任を負わない。
8. 応募作品の著作権は応募者に留保される。ただし、富士市は応募作品を本事業及び中心市街地等の PR のために無償、かつ、応募者から申入れがない限り無期限に利用することができるものとする。
9. 応募者は、本事業において著作者人格権を行使しないことを承諾するものとする。

(応募について)

10. 次の各事項に該当するものは応募できない。応募に関する一切の責任は応募者が負う。
 - (1)著作権、商標権、意匠権、肖像権、知的財産権、プライバシーなど第三者の権利や利益を侵害、または侵害を助長するもの。
 - (2)公序良俗に反する、または誹謗・中傷、差別、暴力、わいせつ、盗撮、いやがらせ表現など、一般に不快感を与える内容を含むもの。
 - (3)許可されていない場所での撮影、または許可されていない対象を撮影したもの。
 - (4)政治・宗教等の特定のイデオロギーの宣伝もしくは勧誘と認められるもの。
 - (5)その他、富士市の事業で扱う内容として不適切なもの。

11. 応募者は作品の制作者と同一であること。

(その他)

12. 応募作品に規約違反があると判明した場合、富士市は入賞等を取り消し、これにより富士市に不利益があったときは、富士市は応募者に責任を問うことができる。